

1111の健康相談

3月2日(水)午前9時30分～11時20分
保健センター
定3人(申込順)
内 臨床心理士による相談
申・問 事前に健康推進課へ。
☎ 24-3921 FAX 22-7435

ファミリー歯科健診

3月9日(水)、23日(水)午後1時30分～2時30分
保健センター
対 市内在住の人
内 歯科健診、相談、フッ化物塗布(2歳6か月～未就学児の希望者)
持 歯ブラシ、母子健康手帳(妊産婦、未就学児)、バスタオル(未就学児)
申・問 事前に健康推進課へ。
☎ 24-3921 FAX 22-7435

大人のための健康歯援プログラム

3月9日(水)、23日(水)午後(時間は個別対応のため申し込み後にお知らせ)
保健センター
対 市内在住の成人
内 歯と口の健康力チェック、口腔内チェック、歯周病リスクチェック
申・問 事前に健康推進課へ。
☎ 24-3921 FAX 22-7435

高齢者・福祉

みんなきらめけ!!ハッピー体操

介護予防を目的とした体操です。

Table with 2 columns: 会場 (Venue) and 定員 (Capacity). Includes locations like 市民体育館, 唐子地区体育館, etc.

時間 午前10時～11時30分(大岡・高坂丘陵市民活動センター、きらめき市民大学(男性のみ)は午後2時～3時30分)
持 フェイスタオル(体操用)、バスタオル(敷物用)、体育館履き、飲み物
※事前申込は不要。ご自宅付近の会場での参加をお願いします。
問 高齢介護課 ☎ 21-1406 FAX 22-7731

自立支援医療費の支給の案内

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額が軽減されます。医療費の1割が自己負担となりますが、負担が高額になり過ぎないように、本人及び世帯の所得、疾病などの状況に応じて、自己負担上限額が設定されています。
☎ 59-5670 FAX 59-5066

対 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの人で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる人
内 対象となる人が、その障害に対し確実な治療効果が期待できる場合に、指定医療機関で必要な医療が受けられます(角膜移植術、口蓋裂、関節形成術、人工透析療法、腎移植など)。
※手術や治療などを受ける前に手続きが必要。
☎ 育成医療
対 現在身体に障害があるか、又は現

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

ヘルプマークとは
外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。



ヘルプマーク

ヘルプカードとは
緊急連絡先や必要とする支援の内容などを記載できる携帯用カードです。支援を必要とする人が、災害時や日常生活の中で困ったときに提示することで、状況にあった支援を受けやすくなります。



総合福祉エリア ☎ 22-5561 FAX 25-3305

■共通事項
対 次のいずれかに該当する人
・義足や人工関節を使用している人
・内部障害や難病の人
・妊娠初期の人
・その他、援助や配慮を必要としている人
配布場所 障害者福祉課 ☎ 21-1452 FAX 24-6066

いきいきパス・ポイント対象事業

「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」の1つとして、高齢者の健康づくりや社会参加を支援しています。
対象事業に参加して会場の受付又は担当窓口で「いきいきパス・ポイントカード」を提示するとポイントが付与され、貯めたポイントを地域通貨ばたん圓と交換できます。
対 市内在住の65歳以上の人
ポイント付与期間 2月28日(月)まで
ばたん圓交換申込期限 3月15日(火)まで

今月号掲載の対象事業

市民健康増進センター教室 ページ 21
問 高齢介護課 ☎ 21-1406 FAX 22-7731
成年後見センター「相談センター」 ☎ 平日午前8時30分～午後5時30分(年末年始を除く)

対 精神疾患をお持ちの人で、通院による精神医療を継続的に要する人
内 統合失調症やうつ病などの精神疾患をお持ちの人が、指定医療機関で継続した必要な治療を受けられます(入院は対象外)。
※手術や治療などを受ける前に手続きが必要。
☎ 精神通院医療
対 精神疾患をお持ちの人で、通院による精神医療を継続的に要する人
内 統合失調症やうつ病などの精神疾患をお持ちの人が、指定医療機関で継続した必要な治療を受けられます(入院は対象外)。
※手術や治療などを受ける前に手続きが必要。
☎ 精神通院医療

シヨブセンターにご相談ください
県では、発達障害に特化し、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着までを支援するシヨブセンターを運営しています。
対 医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害の特性を持ち、その自覚がある人で企業等への一般就労(障害者雇用枠での就労を含む)を希望している人。た

所得の申告が必要です(国民健康保険・後期高齢者医療制度)
国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している人及びその世帯主
所得の申告
国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、前年中の所得に応じて、保険料(料)の算定や、高額療養費の自己負担限度額の判定などを行います。これらを正しく算出するためには、所得のない人や税法上の被扶養者であっても所得申告が必要です。申告をしない場合、所得が一定額以下の世帯に対する軽減措置が適用されない等、加入者に不利益が生じることがあります。
なお、所得が給与又は年金のみ人は、その支払者が報告するため、原則として個人の申告は不要です。
申告の方法

昨年中の所得の有無や税法上の被扶養者であるかどうかによって、次のとおり申告の方法が異なります。
①所得がある人
確定申告書を税務署へ提出するか、市・県民税申告書を課税課へ提出してください。
②所得がなく、被扶養者でない人
市・県民税申告書を課税課へ提出してください。
※①②の詳しい手続きについては、12、13ページの「税の申告はお早めに」を確認ください。
③所得がなく、被扶養者である人
国民健康保険申告書、又は後期高齢者医療簡易申告書を保険年金課へ提出してください。詳細は、保険年金課へ。
上場株式等の配当所得等を申告する場合の注意点
上場株式等の配当所得や譲渡所得について申告すると、所得税や住民税が減額又は還付となる場合でも、所得の増加により保険料(料)が増額になることがあります。お心当たりのある人は、申告書の提出前に保険年金課へご相談ください。
問 保険年金課
国民健康保険担当 ☎ 21-1403 FAX 23-0076
後期高齢者医療制度担当 ☎ 63-5004 FAX 23-0076